

# 千葉県農作物病虫害雑草防除指針（システム）の利用にあたって

## はじめに

農業生産の安定と生産性の向上を図りつつ、安全で、環境の保全に配慮した農作物の生産を行うためには、農作物を加害する病虫害や雑草の防除を的確かつ安全に行うことが重要です。

国では、改正植物防疫法の施行とともに、基本指針を公表しており、県においても総合防除計画を令和6年3月に策定しました。

この発生予防を中心とした「総合防除計画」の内容を、これまで指導者向けに作成していた「農作物病虫害雑草防除指針」（防除指針）に盛り込み、公開することによって、化学農薬のみに頼らない総合的な病虫害・雑草管理（IPM）や病虫害・雑草の発生状況に基づいた効果的な防除を推進します。

## 利用にあたって

### 1 農薬を使用する際は必ずラベルを確認すること

防除指針のPDF記載内容は、令和7年3月時点のものになります。

PDF内リンク先の農薬登録情報のみ、システムにより適宜更新された農薬登録情報が反映されています。

なお、このシステムの農薬データベースは、独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が公開する農薬登録情報を基に作成されており、農薬データベースに最新の情報が反映されるまでには、数日程度のずれがあります。

また、同じ農薬名であっても、製造メーカー、製造時期等により適用作物、使用方法等に相違があることがありますので、農薬の使用に際しては、必ず農薬のラベルに記載されている登録内容をご確認の上、適用作物、使用方法、注意事項等を遵守してください。

### 2 掲載している農作物・病虫害・農薬

本県における主要な農作物や病虫害と、農薬取締法に基づき登録された農薬のうち、原則として試験研究機関における試験結果等から本県の状況に適合すると判断した農薬を掲載しています。

したがって、防除指針は農薬取締法に基づき、販売、使用が認められた登録

農薬の全てを網羅するものではなく、防除指針に掲載されている農薬しか使用できないということではありません。

すべての農薬登録内容を検索したい場合は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の農薬登録情報検索システム（<https://pesticide.maff.go.jp/>）をご利用ください。

### 3 表記ルール

総合防除を推進するため、総合防除計画に掲載している病害虫については、病害虫名を□で囲み、（予防に関する措置）、（判断・防除に関する措置）等を加えています。

その他の病害虫についても、耕種的・物理的防除法の積極的な活用を促すため、防除法に耕種的・物理的・生物的防除及び薬剤防除に分けて記載しています。また、分類になじまないもの、困難なものは、文頭に・印をつけて記載しています。

表示される「農薬データの一覧」は、視認性向上の観点から、登録農薬のうち、原則、屋号抜きの商品名を掲載しています。屋号抜きの商品名が存在しない場合は、屋号を除いた商品名が同一な農薬のうち、登録番号の最も若い1剤を表示しています。

### 4 薬剤抵抗性

近年、病害虫が薬剤に対して抵抗性（耐性）を獲得した病害虫が問題となっています。

この原因は、薬剤自体が病害虫に抵抗性（耐性）を生じさせやすいこともありますが、同一薬剤の連用や過度の使用によるところも大きいと考えられます。

農薬登録情報の一覧表の左列に「RAC コード」を表示しましたので、異なる系統の薬剤のローテーション散布を行う際などの参考にしてください。

### 5 防除時期

防除指針は県内一括して策定していますので、防除時期等については病害虫発生予察情報等を活用し、地域の実情に応じて適宜判断してください。